

十九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等を次の一とおり告示する。	○財務省令第三十号（昭和五十七年大蔵省告示第二百三十五号）
発行価格	発行単位	振替額面金額	最低額面金額	払込金額	発行方法	用法	振替の法律項及び根柢の適法	発行の法律項及び根柢の適法	発行の法律項及び根柢の適法	名称及び記述
錢額平す額の振面成るの記替金二。整載法額十數又の倍は規の記定金録に額はよに、るよ最振る低替も額口の面座と金簿	五百百円額い募振の以律社條九特回利付國庫債券（五年）（第八十一									

財務大臣与謝野馨

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(+) 年  
○・八パーセント  
に加え、次の算式に  
した金額を第十八号に  
る。期日におい  
て、各募集取扱機関は、  
に払い込むも  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100 \times 365}$$

(-) 発行時において、

該式によつて記載がて、  
所の支拂は、は替泉そ  
うに記口徵の  
うる、算を控得外た前記  
いへと支出支除税国金記すの法額(-)さ簿さ子

初  
期  
利  
子

規下は期た期平定、が金と成る税人にの法す國をかのれに中れに  
する次そ銀額し二こ率が当算人なる債乗じた金額より  
る号の行支次支が乗用に非居ある場合に記載がて、  
期及翌休支次支が乗用に非居ある場合に記載がて、  
日び営業う算九月に算に記載がて、  
に第業日つ十日い五ににたに二。額にたに百出又振源、  
にたに二。額にたに百出又振源、  
て号支當だよ十同に払たしり日を所はし、又いし  
じおうる、算を控得外た前記すの法額(-)さ簿さ子  
いへと支出支除税国金記すの法額(-)さ簿さ子  
て以き払し払すの法額(-)さ簿さ子

十  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
所  
日  
払  
利  
還  
金  
支  
額  
元  
場  
所  
金  
支  
額  
償  
還  
期  
期  
限  
償  
償  
の  
利  
期  
子  
以

平  
成  
二  
十  
一  
年  
六  
月  
八  
日  
日  
額  
本  
面  
銀  
行  
百  
六  
行  
額  
支  
の  
三  
六  
年  
う  
に  
三  
つ  
月  
八  
き  
百  
十  
円  
額  
成  
子  
二  
を  
十  
支  
の  
日  
と  
以  
し  
。前  
各  
月  
二  
月  
支  
び  
十  
間  
九  
日  
に  
期  
月  
属  
に  
す  
お  
十  
る  
い  
日

額面金額 ×  $\frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$